

ボランティア活動保険の加入手続きについて

－茨城県社協で加入手続きをする場合－

- ① 「ボランティア活動登録」の用紙で、団体・グループの登録と活動の届け出をします。
この時に設置要項・会則、事業・活動計画書、活動の内容がわかる資料などを一緒に提出していただきます。
・登録は毎年度初回の加入時に行い、内容に変更があった場合は再度届け出ていただきます。
 - ② 加入が認められたら、指定の「加入申込書」に必要事項を記入し、捺印します。
法人の場合は必ず法人印を捺印してください。
・名簿を添付の場合は、加入者氏名と個々の加入プランを明記してください。

※加入申込人は、「加入申込書」に添付されている「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」を確認し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意をいただいた上でお申し込みください。
 - ③ 指定の「払込取扱票」のご依頼人欄に、貴団体・グループ名、社協コード 080000、
加入内容を記入し、郵便局で振り込みを済ませます。
・銀行で振り込む場合は手数料がかかります。
 - ④ 「加入申込書」と「振替払込受付証明書（お客さま用）」を持参し、受け付けをします。
・本会が受け付けした日を加入手続き完了日とし、その翌日午前0時から受付年度の3月31日午後12時までが補償期間となります。
- 加入者が貴団体・グループ以外で行う活動で事故にあった場合でも、事故に関する事務処理を行っていただくことがありますのでご承知おき下さい。
 - 帳票類は、保険内容の変更などにともない、年度ごとに様式が変わりますので、加入時にお確かめください。
 - 万が一事故が起こった場合の手続きについては、裏面をご覧ください。

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉のまちづくり推進部
TEL 029-243-3805
FAX 029-241-1434

保険金請求手続きについて

- ① 事故が発生した場合は、ただちに本会に連絡してください。
事故の状況などを指定の「事故報告書」に記入し提出していただきます。
※ただちにご連絡いただけませんと、保険金の支払いが削減される場合があります。
- ② 本会は、提出された「事故報告書」とともに必要書類を保険会社に送り、事故の届出をします。
- ③ その後、保険会社から加入者に保険金請求に必要な書類が送付されますので、手続きを行なってください。